

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社玉川繊維産業
- (2) 代表者職氏名：取締役 益田 正治
- (3) 所在地：愛媛県今治市阿方乙 552 番地 6

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9件）

（平成 30 年 1 月 12 日認定）

「認 1711000654」「認 1711000655」「認 1711000656」

（同年 8 月 10 日）

「認 1811003534」「認 1811003535」「認 1811003536」

（令和元年 5 月 21 日）

「認 1911000570」「認 1911000571」「認 1911000572」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び同項第 5 号の規定に基づき、令和 2 年 6 月 23 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったこと、並びに、外国人技能実習機構の職員に対し虚偽の帳簿書類を提示、及び、虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。